

文章における無題文の役割についての研究
-新聞社説を対象として-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2024-05-30 キーワード: 作成者: 石出,靖雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000477

文章における無題文の役割についての研究 — 新聞社説を対象として —

石 出 靖 雄

1 はじめに

プラハ学派が文をテーマ・レーマ構造として捉えたことはよく知られている。テーマとレーマについては、『日本語文法事典』の機能主義言語学（ブラグ学派）の項目では次のように説明されている。

【1】テーマは「主題」「既知の情報、旧情報」とも呼ばれ、通常今までに分かっていることがらを指す。またレーマは「叙述」「未知の情報、新情報」とも呼ばれ、通常新たなことがらを示す。文章を大きく2つに分ける場合、テーマとレーマに分析されるが、中間に位置する「移行」という要素を考慮に入れることもある。（中略）日本語では「は」と「が」の区別がテーマとレーマに関連していると考えられる。

（保川垂矢子 執筆）

ここでいうテーマ・レーマは意味解釈による判断が含まれており、形態的なものではないと考えられる。

砂川（2005）によると、ダネシュ（Daneš1974）は、テーマとレーマの考えを談話展開のありかたに発展させているとされる。テーマとレーマの関係

が文章・談話に延長されるというのは興味深い考え方であるが、文章がすべてテーマとレーマに分析されるかどうかという点については何ともいえない。しかし、文章が展開するなかで、あるテーマが設定され、それに対して述べていくという構造が見られることは確かである。そして、その中で各文が存在している。

このような文章展開の中で、個別の文のなかに主題があるのかないのかということは、文章・談話のテーマ・レーマ構造とどのように関わっているのだろうか。主題がないという特徴を持つ無題文は、文内にいわゆるテーマはない。しかし、文章の中では無題文の内容がテーマになったり、あるいはレーマになったりしているのだろうか。あるいは、そもそも無題文というものとは存在せず、無題に見える文であっても主題があり省略されているだけだということなのだろうか。このような観点を持ちつつ、有題文・無題文を文章・談話レベルの問題としてとらえ、無題文の役割とはどのようなものなのか、どのようなときに無題文が出現するのか、ということを明らかにするのが本稿の目的である。

1.1 主題とは

主題については、『日本語文法事典』(2014)の次の記述に従うこととする。

- 【2】文中のある要素を提示する成分で、後続部分とともに「～については～」という関係を表すものをいう。助詞の「は」によって表されるのが代表的である。

(丹羽哲也 執筆)

本稿では、「～については」の意味にあたる表現であれば、助詞「は」でなくても主題として扱う。例えば「君ならきっと成功する」の「なら」や副

助詞「も」などが付いた名詞句も文脈によって主題とする。また、主題は、言語として表現できるモノ・コトに絞ることとし、そのため主題は原則として名詞句や名詞節だとする。

以上のことを踏まえて、主題のある文を有題文と呼び、主題のない文を無題文と呼ぶこととする。

有題文は「主題—叙述内容」という2つの部分からなることになる。これに対し、無題文は「 ϕ —叙述内容」という構造であり、1つの部分だけからなる。例えば、「彼は今寝ています。」という文の場合、「彼は」という部分と「今寝ています」という部分の2つの部分が結びついて1文となっている。それに対して、文脈が示されない環境で「彼が今寝ています。」という文がある場合は、全体でひとまとまりの事柄であり切れ目がない。つまり、1つの部分からなっていると考えられる。

しかし、実際に一文ごとに主題の有無を見ていくと、前文の主題を引き継いでいるために主題が明示されていないが、主題があると考えた方が自然であるような文が見られる。

主題が明示されていないが主題と認定される場合として、これまで次のような場合が考えられてきた。(佐治(1973)など)

- ①略題文：文脈に頼り、主題が省略されている文。
- ②状況陰題文：場面状況や前文が主題と考えられる文。
- ③転位陰題文：述部が主題として機能している文。(誰が来たか？太郎来た。)

本稿では、これらの場合を次のように考える。

①は、文脈がない状況では文として成立しないと考えられるため省略があると認め、主題があるとする。②は、独立した文として文法的に成立するのであれば主題はないとする。③は、いわゆる総記の文のことを指すと考えられるが、形態的には一文として成立するため主題はないとする¹⁾。

①において、どこまでが省略であるのかという判断は主観的なものになる

可能性がある。この判断については、新たな観点をを用いて考察し後述する。

1.2 無題文と現象文

三尾 (1948) は、文を「判断文」と「現象文」とに分け、「判断文」は「主題—解説」の構造をもち、「現象文」は「体言+が+動詞」の構造を持つとする。そのうえで、現象文は、現象をありのままに写し取る文だとする。仁田 (1991) では、同様の文を現象描写文とし、現象描写文は無題文であると指摘している。

これらの指摘は、主題の有無という基準と表現される意味内容の基準との両方の基準が用いられている。また、現象描写文がすべて無題文という指摘であるが、無題文がすべて現象 (描写) 文であるかどうかはわからない。

しかし、無題文と現象文に重なるところがあるという意識は共有されてきたと考えられる。言い換えると、主題のない文というものがあり、それは主題がある文とは性格が異なっているという考えが受け入れられてきたということである。

1.3 本稿の進め方

本稿では、無題文と呼べるものが存在するかを、新聞社説を対象に調査する。その際、主題があるかどうかの判定の基準が必要となる。この判定には叙述の分類が重要だと考え、はじめに叙述の分類について考察した。その後、叙述の分類などを踏まえ、主題の有無の判定方法を提案する。

この判定方法により、新聞社説を対象に調査したところ、無題文と考えられるものが見られた。そのため、次に、それらの無題文と考えられる文について、文章展開のなかでどのような場合に現れるかを指摘する。

なお、本稿では、主題という用語は文の主題のこととする。いわゆる「段落の主題」などの文章レベルで使われる主題のことは指さないこととする。

また、調査対象は、朝日新聞の社説 2022 年 1 月 9 日～2022 年 8 月 29 日

の中の無作為に選んだ48社説で、全文数1175文である。

2 叙述の分類

事物の属性を表す場合は有題文になることが多く、目の前の事象を描写する場合には無題文になることが多いということはよく言われる。益岡(1987)をはじめとして、属性叙述や事象叙述という叙述の研究は進んでいる。本稿では、叙述の類型と有題・無題の関係を明らかにし、主題の有無の判定にも用いることとした。

2.1 先行研究

益岡(1987:20)では、現実世界を対象として或るひとままとりの事柄を概念化することを「叙述」と呼び、その叙述の基本的類型として属性叙述と事象叙述を認めている。そして、その属性叙述と事象叙述を以下のように定義している。

属性叙述：現実世界に属する具体的・抽象的実在物を対象として取り上げ、それが有する何らかの属性を述べるもの。(「その男はやさしい。」)

事象叙述：現実世界の或る時空間に実現・存在する事象(出来事や静的事態)を叙述するもの。(「雷が落ちた。」「明けがた目をさましてみると、おもいがけない吹雪だった。」堀辰雄「信濃路」)

また、事象叙述は次の2種に分けられている。

静的事象：或る時空間に存在する静的な事態(「明けがた目をさまして

みると、おもいがけない吹雪だった。」堀辰雄「信濃路」)

動的事象：或る時空間で実現する出来事（「雷が落ちた。」）

しかし、属性叙述と事象叙述は連続的で明確な区別はできないとしている。

また、これらに加えて益岡（2000：50）、益岡（2021：195）では、指定叙述という副次的な類型を追加し、以下のように説明している。

指定叙述：問いを設定しその答を値として付与するという叙述。（「私は幹事です。」）

指定叙述は、値を提示するという性格により基本的に名詞文となる。

実際の文を調査してみると、属性叙述と事象叙述の区別、指定叙述と属性叙述の区別はそれぞれ難しい。本稿では、その詳細な区別を主眼とせず、有題文か無題文かの判断だけを行う。

2.2 主題と叙述類型の関係

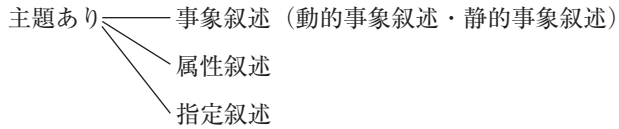
本稿では、叙述の認定の方針を次のように考える。

- ・属性叙述とは、何かについての性質・ありさまや属性を叙述することとする。
- ・事象叙述とは、個別の具体的なひとままとまりの事柄を叙述することとする。
- ・事象を表しているように思われる場合でも、静的述語の文において事物の性質を表す場合は属性叙述とする²⁾。（「このりんごは赤い」作例）

2.2.1 主題のある場合の叙述類型

主題のある文では、どのような叙述類型の文が可能か。主題とそれぞれの

叙述類型の関係を図示すると【図1】のようになる。



【図1】 主題のある場合の叙述類型

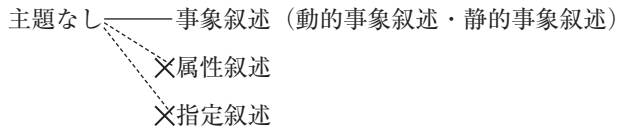
指定叙述は、何かについて物事を指定するので、必ず主題がある。つまり、必ず有題文となる。(指定叙述の場合、「～は」で主題が表されない場合があるが、後にふれる。)

属性叙述は、何かについての属性を叙述するので、必ず主題がある。つまり、必ず有題文となる。

事象叙述は、ある特定の時空間での出来事や様子を具体的に叙述する。有題文にも無題文にもなる。

2.2.2 主題のない場合の叙述類型

次に、主題のない文では、どのような叙述類型の文が可能かを検討したい。主題のない場合とそれぞれの叙述類型の関係を図示すると【図2】のようになる。



【図2】 主題のない場合の叙述類型

2.2.1 で論じたように、指定叙述と属性叙述には必ず主題があるはずなので、主題のない文は必ず事象叙述ということになる。これは、無題文を現象描写文と同一と見る先行研究と合致する部分である。しかし、事象叙述文が必ず無題文であるとはいえない。

2.2.3 主題と叙述類型の関係のまとめ

主題が明示されていない場合、本来は主題が想定される有題文なのか、あるいは主題のない無題文なのかという判断をするときに、事象叙述か属性叙述かの区別は有効な判断材料になる。簡潔にまとめると次のようになる。

- ・属性叙述文は主題が明示されていなくても主題が想定される。
- ・無題文は必ず事象叙述文である。(しかし、事象叙述文は必ず無題文ということにはならない)
- ・指定叙述は必ず主題が想定される³⁾。

3 主題が明示されないときの、主題が想定できるかどうかの判断

主題が明示されていないとき、主題が想定できるかどうかを検討したい。主題の有無は、「～は」があるかどうかということだけで決めることができない。文脈を吟味する必要がある。

文の中には、文脈に依存して存在しているものがある。そのような文は、その文だけを見ると文法的に不自然に感じられる。このような文を文脈依存の文と呼ぶことにする。文脈依存の文は、書き手と読み手が了解している文脈(前提知識)がある。文脈依存の文を、その文だけでも文法的に自然な文として成立させる場合には、他の表現を補う必要がある。そして、その補われる表現が主題である場合がある。

本稿では、他の要素を補う必要があるかないかについては、個別に検討し、そのうえで、主題を補うべきかどうかを判断する。

3.1 主題が明示されないが、主題が想定される場合

3.1.1 明示されていない主語やヲ格名詞句が主題の場合

文には主語があるという前提で考える場合、文中に主語がないときは主語を補うことができる。主語を補ってみて、その主語が主題だと考えられる場合、その文は主題がある文だと認めることとする⁴⁾。

次の用例では、下線部の文には主語がない。述語「踏まえた」の動作主は「政府」であり、それを補うときには「政府は」のように主題として提示するのが自然である。このことから、主題が想定される文だといえる。

【3】政府は先週、オミクロン株の感染拡大地域では、従来の「14日間」を「10日間」に短縮すると発表した。発症までの潜伏期間が従来株よりも短いとの科学的知見を踏まえた。

(1/19 社説1の14文目)

また、他動詞文においてヲ格名詞句がないために一文だけでは文として成り立たず、文脈によって該当するヲ格名詞句が想定される場合がありえる。その場合に、そのヲ格名詞句が主題だと考えられれば、その文は主題がある文だと認めることとする。ただし、今回の調査対象の範囲では、そのような用例は見られなかった。

なお、ヲ格名詞句が主題として想定されるもののそれが文中に明示されていないという用例はまれだと考えられるため、本稿の範囲内では明示されないヲ格名詞句の主題を想定することはせずに論を進めることとする。

3.1.2 二重主語文だと想定される場合

主語（ガ格名詞句）が文内にあるときは、その他の要素（文の成分）を補うかどうかについて、判断に揺れが生じることがある。ある要素が文の成分として必須かどうかの基準は厳密に規定することが難しいためである。

本節では、主語（ガ格名詞句）があるときに主題を補うべきなのはどのようなときかについて、検討したい。

ガ格名詞句がある場合、主語があるように見えるため、他の成分に不足がないようなら文として成り立つように思われる。しかし、その文が何かの属性や性質を表している場合、その属性や性質の主体を補ってはじめて文として成立すると考えるべきである。つまり、いわゆる二重主語文の場合である。

二重主語文については研究が積み重ねられている。眞野（2008）では、状態述語文（静的叙述の文）の中で、名詞句2項をとり与格名詞句が主語としてふるまう与格主語構文について、先行研究をもとに意味タイプごとに対象となる述語を以下のように分類している。

- 【4】 a. 所有 : ある、ない、いる、多い、少ない
b. 心理状態 : 面白い、恐ろしい、楽しい、ありがたい、恥ずかしい、かわいい、ねたましい、うらやましい、憎い、残念だ
c. 身体状態 : 痛い、痒い
d. 必要 : 必要だ、要る
e. 能力 / 可能 : できる、わかる、一れる（可能の派生形）、難しい、可能だ、困難だ、容易だ、簡単だ、見える、聞こえる

これらの語が静的述語となる文において、ガ格名詞句は、通常の主語と性質が異なり、いわゆる対象語となっている場合が多い。ここでいう対象語とは、ガ格名詞句でありながら、述語にとっての主体を表さず対象を表す名詞句を指すこととする。

対象語と認められなくても、定型的な表現の場合（例「必要がある」）や、それ以外でも「～が～」でひとまとまりの状態や性質を表す述語句となる場

合などは、二重主語文になることが多い。

しかし、これらの述語がある場合に必ず二重主語文になるとはいえない。本稿では、静的述語の文において文全体の主語として「～は」等を想定できるかどうかの判断の基準を、主語「～は」等のない形式のままに個別の出来事を表しているかどうかということとする。主語「～は」等を想定せず、その文のままに個別の出来事として存在できる場合は無題文と考えることとする。

以下に、主題として「～は」等が想定できる場合を挙げる。

3.1.2.1 ガ格名詞句が対象語の場合

ガ格名詞句と共に起する静的述語の文では、次の例のように、ガ格名詞句が主語でなくいわゆる対象語の場合がある。

【5】私には目標達成が困難だ。(作例)

ガ格名詞句が対象語の場合は、「対象語+が+状態性の述語」全体で連語相当と考えられる。そのため、別途に主語を想定することになる。その主語が主題となる場合は、有題文となる。

対象語を伴う静的述語の文の場合、対象語を含むひとまとまりの述部で事物の性質を叙述する場合が多く（属性叙述）、有題文になることが多い。

次の用例の下線部は抽象的なことであり、「～するための見直しが必要だ」自体が単独で事柄を表しておらず、何かについての性質や状態を叙述している。

【6】法律が目的に掲げる「国民の不断の監視と批判」を実効あるものにするための見直しが必要だ。

(4/19 社説2の3文目)

3.1.2.2 ガ格名詞句を伴う定型的な表現（何かについての性質）の場合

ガ格名詞句が対象語でなく主語だと考えられる場合でも、定型的な表現がひとまとまりの述語句となり特定の意味をもっている場合がある。そして、そのひとまとまりが、事物や事柄の性質を表す静的叙述の場合は、別途主語・主題が想定できる。何かについての性質を表す場合は必ず何か主題となっているからである。

【7】 様々な論点があり、簡単に結論が出ないテーマだからこそ、先送りせずに知恵を寄せあう必要がある。

(2 / 9 社説 1 の 23 文目)

上の用例の場合、「先送りせずに知恵を寄せあう必要がある」は、個別の出来事としては存在していないと考えられる。そのため、この下線部分は、事柄の性質を表しているといえる。

3.1.2.3 「～が～」でひとまとまりの状態や性質を表す場合

有名な例文である「象は鼻が長い。」では、「鼻が長い」が定型的な表現ではないが、このひとまとまりで、「象」の性質を表している。動物を見ているときに鼻に注目して「鼻が長い！」のように表出した場合には事象叙述となるが、文脈を参照して状態や性質を表していると考えられるときには有題文とする。

以下の用例は、「北朝鮮ミサイル 『瀬戸際』 許さぬ結束を」というタイトルの社説で、北朝鮮に対して各国の対応が異なることを指摘した文である。

【8】 しかし個別の外交事情が絡む歩調の乱れがめだつ。

(1 / 19 社説 2 の 14 文目)

この一文だけでは、何についての歩調の乱れなのかがわからない。つまり、「～歩調の乱れがめだつ」はそれだけで事象叙述にならず、何かについての性質を表しているといえる。

3.2 主題が明示されないときに、主題を明確に補えない場合

3.2.1 指定叙述の場合

指定叙述の文は、ある名詞句を指定する名詞文である。

名詞文の多くは「主題—叙述内容」という構造をもち「XはYだ」という形式であるが、「XがYだ」の場合がある。次の用例のような場合である。

【9】同じく安全で効果的とされるのが妊娠中絶薬だ。

(3 / 9社説1の11文目)

この文は「同じく安全で効果的とされるの」と「妊娠中絶薬」の2つの名詞句からなっている。このような名詞文を西山(2003:17)では提示文としている。

このような文では、「～は」という形式で主題を補うことができない。しかし、特定の時空間の中でのひとまとまり出来事を表した事象叙述ではなく、属性を表しているとも言にくい。また、この文は2つの部分からなっている。そのため、有題文に準ずる文であり主題相当のものが想定できるとしておきたい。そのため、本稿では、指定叙述の文は無題文から外して考えることとする。

3.2.2 補うべき主題が見当たらない場合(指定叙述以外)

文脈がなくてもその一文だけで文法的に問題なく成り立つ文や、他の語を補うにしてもそれが主題ではない文がある。そのような文は、主題の補えない文だといえる。つまり、主題がない文(無題文)となる。

次の下線部は、一文だけでは何についての「不安の声」なのかわからないものの、文法的には成立している。内容は個別の事柄を叙述している。

- 【10】 ロシア側には、電力インフラを掌握する戦術上の思惑があるのだろう。さらにプーチン大統領は、ウクライナ政府が核兵器開発をもくろんでいると言い始めた。侵略を正当化するために疑惑を作り上げる狙いかもしれないが、国際原子力機関はその疑いを否定している。

今回の事態を受けて、原発を抱える日本の自治体からも不安の声が出ている。

(3/9社説2の24文目)

次の下線部には、「共通テストの新科目「情報1」を原則として課すこと」あるいは「それ」をヲ格名詞句として補うのが自然である。しかし、それを主題として「～は」とする方が適切なのかどうかは判断が難しい。本稿では、「共通テストの新科目「情報1」を原則として課すこと」についての叙述でなく、前文を詳細に叙述した文と考え、「～は」でなく「～を」で補うこととして処理した。つまり、無題文とした。

- 【11】 一般選抜で国立大をめざす受験生に、25年から共通テストの新科目「情報1」を原則として課すことが正式に決まった。これからの社会生活や大学での学習に不可欠と、国立大学協会が総会で決めた。公立や私立の大学にも影響が及びそうだ。

(1/29社説1の2文目)

ヲ格名詞句を補うべき用例は、調査範囲内ではこの用例1例だけであった。そのため、本稿では、ヲ格名詞句を補う場合はごくわずかであろうと推

察している。

3.3 主題が明示されないときの、主題の有無の判断についてのまとめ

これまでのことをまとめると以下ようになる。

- 主語（ガ格名詞句）あるいはヲ格名詞句がなく、それを補う場合に「～は」などの主題の形式がふさわしい場合
 - 主題を補える。
- 二重主語文だと想定される場合
 - ・ガ格名詞句が対象語（静的述語の文）で、述部が事物や事柄の性質を表す場合
 - 別途、主語を補う必要があり、その主語が主題となる場合は主題を補える。
 - ・ガ格名詞句を伴う定型的な述語句がひとまとまりとなり、事物や事柄の性質を表す（静的述語の文）
 - 主題を補える。
 - ・上記以外で、「～が～」でひとまとまりの状態や性質を表す場合
 - 主題を補える。
- ガ格名詞句がある指定叙述の文の場合
 - 有題文に準ずるものとする。
- 補うべき主題が見当たらない場合
 - 主題を補えない。無題文。

【図3】主題の有無判断のまとめ

4 無題文の現れ方 (新聞社説)

ここまで、一文の中において主題があるかどうかの認定基準を検討してきた。ここからは、主題がない文である無題文が、文章の中でどのような役割を果たしているのかを検討していきたい。

これまでの研究では、明確な主題が補えない文であっても、文脈の中に意味的な主題があるという考え方がなされることがあった。例えば、文章や段落のテーマといわれるものはそれにあたるだろう。このような意味的なテーマというのは、文章がテーマ・レマに分析されるという考え方とつながっている。本節では、文の主題と文章レベルのテーマとの関わりを意識しながら、無題文の役割を考えていきたい。

調査対象の朝日新聞社説は、全部で48社説である。その地の文の全文数は1175文である。このうち3節で示した基準によって無題文と認定した文は110文である。この結果、全文数の中に占める無題文の割合は9.3%となる。

また、48社説のうち、冒頭が無題文のものが21社説であった。その21社説のほかに、冒頭ではないが、冒頭近くで冒頭とほぼ同じ役割を果たす文が無題文であるものが7社説あった。このことから、社説の冒頭は無題文であることが多いといえる。

なお、無題文であるかどうかの認定は文ごとに行い、複文の場合は主節を対象とした。そのため、従属節に主題があるかどうかは問題にしていない。

4.1 無題文が現れる文レベルの事情

無題文は、具体的な事柄を提示する文である。その無題文が現れるときというのは、文脈のなかに、事柄を提示する何らかの事情がある。しかし、複文などの複雑な文の場合には、文の中にその事情がある場合がある。特に、条件節やそれに類する形式を伴う場合は、主節が無題文になることがある。次の下線部のような場合である。

【12】 コロナ禍では、社会的な立場が弱い人ほど、暮らしと健康が脅かされた。格差を放置すれば分断が広がり、民主主義の基盤も揺らぐ。

(7 / 9社説2の2文目)

この場合は、従属節の条件に対して、それに当てはまる事柄を主節で提示する形式である。「主題—叙述内容」という有題文の構造に類似しており、「条件—叙述内容」と表すことができる。

4.2 無題文が現れる文章レベルの事情

次に、文章の文脈による事情で無題文になっている場合を検討する。文章レベルでの無題文の現れ方としては、次のような2種が考えられた。

- (1) 事実の提示
- (2) 論理的帰結として想定される事柄（確認していないことや未来のこと）の提示

4.2.1 「(1) 事実の提示」

「(1) 事実の提示」は以下のときに用いられていた。

- ・これから述べることの前提や問題点として、事実を示す。
- ・述べたことについての根拠や具体例となる事実を示す。反例を示すこともある。

以上2種が考えられたが、複数の文のまとまりで以上の機能を果たす場合もある。また、1つの無題文が複数の役割をもつこともある。例えば、以下のような場合である。

- ・あることを述べた後に「その根拠」として事実を提示し、それをもとに次の議論を発展させる。

以上のことをもとに、「(1) 事実の提示」は次の①～③の3種に分類することができる。なお、最もよく見られるのは、冒頭部である。

①冒頭で事実を提示し、それをもとに文章を発展させる場合

冒頭の無題文によって叙述された事柄をもとに、さらに事象叙述を進めたり、その事柄について解説したりして、文章を発展させていくことがよく見られる。

では、なぜ、冒頭部に無題文が多いのだろうか。無題文は、何かについて叙述する文でなく、事柄を提示する文である。文脈のない状態で事柄を提示することは特に不自然ではない。そのため、文脈のない冒頭部においては無題文が出現しやすいのだと考えられる。次の用例の下線部は、冒頭部の無題文である。

[13] 大学ファンド（基金）の制度設計をめぐる政府内の議論が最終盤に差しかかっている。

研究力強化のために国が資金を投じることに異論はない。だが、果たして狙い通りの成果に結びつくか。大学間の格差を広げる一方で、資金を受ける大学から柔軟な発想を奪い、かえって発展の足かせにならないか。そんな疑問が拭えない。

(1 / 9 社説1 冒頭)

文脈のない環境で、事柄を提示している文であるが、特に唐突な印象はない。

しかし、次のように主語の「が」を「は」に変更すると、「～政府内の議

論は」は書き手と読み手の間でその話題が共有されているという前提となる。そうでない場合は、特殊な効果を狙った修辭的な文である。

【13】'大学ファンド（基金）の制度設計をめぐる政府内の議論は最終盤に差しかかっている。

このようなことから、文脈のない冒頭部において有題文を使用すると不自然に感じられる場合がありえる。ただし、有題文でも、知識文脈のある文であれば、冒頭でも唐突さを感じさせない。次の用例の下線部は、冒頭文で有題文となっている。

【14】戦争をするつもりは「もちろん、ない」と、ロシアのプーチン大統領は先日の記者会見で明言した。それが本心ならば、まず自ら兵を引くべきだ。

（2/19 社説1 冒頭）

ロシアのウクライナ侵攻は大事件であり、書き手と読み手に共有された話題であったため、「ロシアのプーチン大統領は」という表現は、既知のものとして読者に受け入れられている。そのため、冒頭で主題が提示されても不自然に感じられない。

しかし、すべての出来事が読者にとって既知のものとは限らない。そのため、既知の出来事でなくても不自然に感じられない無題文が、冒頭文では結果的に多くなると考えられる。

②冒頭以外で、議論の前提や問題点として事実を提示し、文章を展開する場合
冒頭以外でも、これから述べることの前提や問題点として事実を示す場合が見られる。以下の下線部がそれである。

- 【15】第6波の「出口」に言及したものの、最多を更新した死者数の動向などは取り上げなかった。前向きな印象を与える言葉だけでなく、厳しい現実を見据えた発信でなければ、国民の不安は拭えない。

岸田首相がおととい、オミクロン株によって新型コロナの感染者が急増した今回の局面で初めて、記者会見を開いた。全国的に感染拡大のペースが落ち着き始めており、「出口に向かって徐々に歩み始めるべきだ」として、沖縄など5県の「まん延防止等重点措置」の解除と、水際対策の緩和を表明した。

(2/19 社説2の3文目)

下線部の無題文は、このあとの議論の前提となる事実、問題となる事実といえる。文章の冒頭に多く見られる場合と同様だと考えられる。その効果をもてみたい。有題文にした場合と比較してみる。

- 【15】'第6波の「出口」に言及したものの、最多を更新した死者数の動向などは取り上げなかった。前向きな印象を与える言葉だけでなく、厳しい現実を見据えた発信でなければ、国民の不安は拭えない。

岸田首相はおととい、オミクロン株によって新型コロナの感染者が急増した今回の局面で初めて、記者会見を開いた。全国的に感染拡大のペースが落ち着き始めており、「出口に向かって徐々に歩み始めるべきだ」として、沖縄など5県の「まん延防止等重点措置」の解除と、水際対策の緩和を表明した。

【15】は下線部の文全体が、続く文章と関係しているが、【15】'は「岸田首相は」という主題が、続く文章と関係している。

【15】の下線部は、どこかに焦点をあてて叙述するのではなく事実全体を取り上げており、それを前提にしてそれ以降の叙述をしていこうとしている。この文で述べられた事柄全体が、それ以降の内容と関連している。

無題文で事柄を提示するときは、文全体が焦点⁵⁾であり、文中の何かの要素が特立されることがない。これは、無題文が「主題—叙述内容」という2つの部分からなるのではなく、「叙述内容」1つの部分だけからなるためである。このことから、この文は無題文でなければならないといえる。

なお、他者の意見について異論を唱えるときには、逆接や譲歩の表現を伴って新たな事実を提示することがよく見られる。その場合、その事実を前提にしてその後に文章が展開する。以下の用例の下線部のような場合である。

【16】感染拡大の影響が見通せないなか、コロナ対策の予算に一定の余裕を持たせる必要はあっただろう。ただ、必要な経費の見積もりというより、政治的に予算額を先に決めるような場面もあった。巨額の未消化はその副産物とも言える。

(2/29 社説1の10文目)

③述べたことについての根拠や具体例となる事実を示す

①と②は、はじめに無題文が提示される場合であったが、③はそれまでの内容を受けて無題文が提示される場合である。次の用例の下線部がその例である。

【17】侮辱罪に懲役刑を科せるようにすることを盛りこんだ政府提出の刑法改正案が、衆院法務委員会で審議されている。

SNSを使って人をおとしめる行為が後を絶たない。心身を傷つけるだけでなく、後難を恐れ、社会に向けて意見を述べたり行動

したりするのをためらう風潮さえ生まれている。

(5/8社説1の2～3文目)

無題文が提示されたための効果を考察するために、有題文にした場合と比較してみる。

【17】'侮辱罪に懲役刑を科せるようにすることを盛りこんだ政府提出の刑法改正案が、衆院法務委員会で審議されている。

SNSを使って人をおとしめる行為は後を絶たない。心身を傷つけるだけでなく、後難を恐れ、社会に向けて意見を述べたり行動したりするのをためらう風潮さえ生まれている。

上記の用例では、「が」を「は」に替えてもそれほど大きい影響は感じられない。だが、【17】'は、「SNSを使って人をおとしめる行為」について読者も共通認識を持っていてそれを問題にしているという意識が感じられる。【17】はそのような意識は感じられず、文全体が前文の根拠・背景として提示されていると捉えられる。

また、反例としての事実を挙げる場合もある。

4.2.2 「(2) 論理的帰結として想定される事柄 (確認していないことや未来のこと) の提示」

まだ起こっていない未来の事柄や、起こっているかもしれないが確認していない事柄が無題文で提示されることがある。それは、論理的に演繹するとそうなるはずだという予測が立つが、まだ確認されていない場合である。便宜上、無題文の現れる文章レベルの事情の④としておく。

④それまでの論理展開から想定される、確認していないことや未来の事柄を

提示する

次の用例の下線部は、未来の可能性としての事柄を無題文で提示している。

- 【18】 経営意思決定機関は日々の教育や研究には関与しないというが、
どう担保するのか。これも心配のひとつだ。

学問への理解を欠き、目先の数字や業績を重視する経営戦略を打ち出せば、現場は縛られてしまう。最近のノーベル賞受賞者らがそろって指摘するように、地道な基礎研究を欠くところに将来の飛躍は期待できないが、その基礎研究が[□]いま以上におろそかにされかねない。

国全体の研究力の向上には、地方や私立の大学を含め、多様で厚い担い手が不可欠だ。

(1 / 9社説1の22文目)

有題文にした場合と比較してみる。

- 【18】' 経営意思決定機関は日々の教育や研究には関与しないというが、
どう担保するのか。これも心配のひとつだ。

学問への理解を欠き、目先の数字や業績を重視する経営戦略を打ち出せば、現場は縛られてしまう。最近のノーベル賞受賞者らがそろって指摘するように、地道な基礎研究を欠くところに将来の飛躍は期待できないが、その基礎研究[□]いま以上におろそかにされかねない。

国全体の研究力の向上には、地方や私立の大学を含め、多様で厚い担い手が不可欠だ。

上の用例のように、「その基礎研究が」を「その基礎研究は」に替えると、特に基礎研究の問題に注目した文章になる。【18】の下線部は、主題がないことで、今後の想定される事実を提示することを主眼した文章となっている。

以上の①～④の役割以外に無題文はほぼ出現しない。新聞社説の場合、無題文は、事実を提示するときやそうなると考えられる事柄を提示するときに使われている。

このことから、無題文は、動かない事柄として、議論の前提や根拠、論理的妥当性を示すときに、有題文の合間に提示されていると考えられる。

4.2.3 無題文が現れるときの文章レベルの事情の用例

今回の調査対象の社説 1175 文のうち、事象叙述の無題文が 110 文であった。この 110 文の内訳は次のようになっている。

- ①冒頭あるいは冒頭とほぼ同じ状況で事実を提示し、それをもとに文章を
発展させる場合：27 文
- ②冒頭以外で、議論の前提や問題点として事実を提示し、文章を展開する
場合：37 文
- ③述べたことについての根拠や具体例となる事実を示す場合：19 文
- ④それまでの論理展開から想定される、確認していないことや未来の事柄
を提示する場合：10 文
- ⑤その他特殊な場合：10 文
- ⑥眼前描写に類する表現：7 文

以上の中では①+②の場合が 58.2% で最も多かった。つまり、事実を提示しそれをもとに文章を発展させるという形式がよく見られるということである。

また、新聞社説が論理中心の文章であることを考えると、①～④が多いのは穏当な結論だと思われる。

なお、②と③の両方の役割を持つ場合には、役割のより強い方（主に③）

に割り振った。また、⑤は、事柄の列挙や引用に近いような表現の場合が見られた。

5 文脈上の主題（テーマ）と文の主題

文章・談話のなかの文はすべて主題が想定できるという考え方もある。しかし、これまで見てきたように、「～については～」のような形式での明確な主題が補えない文が文章・談話の中で実際に存在する。そのため、すべての文に主題が想定できるという考え方は、主題という概念を広く考えている可能性がある。確かに、文が文章・談話の中に存在している以上、それぞれの文は、それまで表現されたことを踏まえて存在している。しかし、その踏まえた表現というのは、すべて主題なのだろうか。

既に挙げた無題文の用例の中で、文脈の中に主題があると指摘される可能性のあるものについて検討したい。

5.1 文レベルの問題

既に無題文として挙げた次の用例の下線部は、従属節の「今回の事態を受けて」が文脈上の主題だという指摘がなされるかもしれない。

【19】 ロシア側には、電力インフラを掌握する戦術上の思惑があるのだろう。さらにプーチン大統領は、ウクライナ政府が核兵器開発をもくろんでいると言い始めた。侵略を正当化するために疑惑を作り上げる狙いかもしれないが、国際原子力機関はその疑いを否定している。

今回の事態を受けて、原発を抱える日本の自治体からも不安の声が出ている。

（【10】と同じ用例、3/9社説2の24文目）

下線部の文は、以下の文と同じ意味である。なお、「今回の事態」とは、ロシアにウクライナ原発が悪用されたことを指すと思われる。

・今回の事態は、原発を抱える日本の自治体から不安の声を起こさせた。

文章をテーマ・レマ構造として分析すると、「ロシアがウクライナ原発を掌握し悪用する」今回の事態という既出の情報に対して、「原発を抱える日本の自治体からも不安の声が出ている」という新情報を示している、ということが出来る。しかし、意味の解釈はそうであっても、文の構造として「～については～」という形式にはならない。特に、主題は名詞句でなければならぬが、「今回の事態を受けて」の部分は名詞句になっていない。

5.2 文章レベルの問題

すでに示した次の無題文の用例も、文章レベルのテーマ・レマ構造として分析することができる。

【20】侮辱罪に懲役刑を科せるようにすることを盛りこんだ政府提出の刑法改正案が、衆院法務委員会で審議されている。

SNS を使って人をおとしめる行為が後を絶たない。心身を傷つけるだけでなく、後難を恐れ、社会に向けて意見を述べたり行動したりするのをためらう風潮さえ生まれている。

(【17】と同じ用例、5 / 8 社説1の2～3文目)

「～刑法改正案が、衆院法務委員会で審議されている（1文目）」のは、「SNS を使って人をおとしめる行為が後を絶たない。心身を傷つけるだけでなく、後難を恐れ、社会に向けて意見を述べたり行動したりするのをためらう風潮さえ生まれている。（2文目、3文目）」という事情のためだ、と解釈

できる。「事実—その背景」の関係にあり、事実をテーマとして提示し、それに対して背景を説明するという構造として捉えることができる。これもテーマ・レーマ構造の一つといえるだろう。

しかし、「～については～」という形式にそのまま当てはめることができない。また、当然のことながら、1文目は名詞句ではない。このことから、1文目は、下線部の文の主題というよりは、下線部の前提というほうが適当である。

また、すでに示した次の用例は、社説の冒頭部分であるが、同様のことがいえる。

【21】 大学ファンド（基金）の制度設計をめぐる政府内の議論が最終盤に差し掛かっている。

研究力強化のために国が資金を投じることに異論はない。だが、果たして狙い通りの成果に結びつくか。大学間の格差を広げる一方で、資金を受ける大学から柔軟な発想を奪い、かえって発展の足かせにならないか。そんな疑問が拭えない。

（【13】と同じ用例、1 / 9社説1冒頭）

1文目で大学ファンドに関する事実が提示され、それをもとに2文目以降で大学ファンドについて議論が進んでいく。このことから、1文目がテーマで2文目以降がレーマだというテーマ・レーマ構造として理解することができる。しかし、2文目の文の主題として「大学ファンドは」あるいは「大学ファンド（基金）の制度設計～最終盤に差し掛かっている」を補うと不自然な文となる。つまり、「大学ファンド」あるいは1文目全体は文章のテーマということではできても、2文目の文の主題とはいえない。

5.3 テーマ・レーマ構造と主題

以上に示したように、意味内容の関係として文章・談話レベルでのテーマ・レーマ構造は非常によく見られる。しかし、それは「～については～」という形式にそのまま当てはめることができないことも多い。そのような場合、テーマ・レーマ構造であっても「主題—叙述」という形態ではない。無題文が文章内でテーマやレーマの役割を担うことはありえるが、それは意味内容としての分析であり形態的な分析ということではない。そのため、文章内に無題文の主題があるという指摘は、当たらないことになる。しかし、意味内容として、無題文の前提となる文脈が存在したり、無題文が他の文のテーマとなったりすることは見られる。

文章は、読者の理解や洞察によって解釈されていく。文と文の結びつきや段落相互の関係づけは、読者によって内容の意味解釈として進められる。その理解の過程で、テーマとレーマということを意識していると思われる。しかし、それは語用論を含めた意味解釈の問題でもあり、言語の形態的な問題とは異なるものである。

6 おわりに

文章・談話の展開がテーマ・レーマ（主題・叙述）に分析されるという考え方があがるが、本稿では「主題—叙述」という構造の有無を文単位で分析した。そのうえで、特に主題のない文である無題文に注目し、無題文が文章の展開の中で少数ながら存在することを指摘し、それがどのような役割を果たしているのかを検討した。

その前提として、まず有題文と無題文の認定を行った。「～は」のような主題が表面上には現れなくても、その主題を補う必要がある場合がある。一つは、明らかに主語やヲ格名詞句が不足している場合である。もう一つは、二重主語文の場合である。二重主語文と認定するのは、ガ格名詞句を伴う静

的述語の文が、「ひとまとまりとなり事物や事柄の性質を表している」場合である。ガ格名詞句を伴う文が、事柄そのもの（事象叙述）を表している場合は、主題がなくても文として成立するものとし無題文と考えられるとした。つまり、無題文は、具体的な事柄を提示するときに用いられるといえる。

無題文が現れるのは、文内の事情による場合と、文章の中で役割を担っている場合とに分けられる。文章中では、（１）事実の提示、（２）論理的帰結として想定される事柄（確認していないことや未来のこと）の提示の場合が認められた。また、「（１）事実の提示」は、「これから述べることの前提や問題点として、事実を示す。」「述べたことについての根拠や具体例となる事実を示す。」の場合が見られた。

これまで、文脈を参照すると主題が想定できると指摘されてきた場合のなかには、「～については～」という形式で表せないものも見られる。そのような場合は、意味内容の解釈と形態的な文構造を分けて考えるのが適切だと考えられる。

文章が展開していくとき、既に述べられていることを前提として文が重ねられていく。そのため、文章・談話の中にある一文一文は文脈に影響されるといえる。しかし、その前提や文脈は主題であるとは限らない。主題がなくても文法的に成り立つ文というのは存在するのである。そのような文があると認めただうえで、そのような文が文章の中でどのような役割を持っているかを検討するべきだと本稿では考える。

結果としては、談話展開をテーマ・レーマに分析する考え方と矛盾しないような指摘となった。

なお、本稿では、新聞社説を対象としたが、小説などの物語文においては眼前描写などの無題文が多く現れることが指摘されている。このことについては今後も課題としていきたい。

【注】

- 1) 丹羽 (2006: 314) では、転位陰題文について、意味的題目を持つが統語的題目を持たない文だと指摘している。
- 2) 天野 (2002: 20) において、「性質」という用語は、益岡 (1987) における「属性叙述」にほぼ相当するとしたうえで、「本書では事象の叙述によって属性の叙述がなされる場合を含むため、『属性』でなく『性質』という術語を用いている。」としている。
- 3) 指定叙述の文の詳細については、今後別稿で扱いたい。
- 4) 主語がなくても文と認められるかどうかについては今後の課題としたい。
- 5) 「焦点」とは最も伝達したい部分のこととする。

【参考文献】

- 天野みどり (2002) 『文の理解と意味の構造』 笠間書院
- 石出靖雄 (2021) 「主題のない文の現れ方 近代短編小説の場合」『早稲田大学日本語学会設立 60 周年記念論文集 第 2 冊』 ひつじ書房 pp.135-151
- 佐治圭三 (1973) 「題述文と存現文」『大阪外国語大学学報』 119、同 (1991) 『日本語文法の研究』 ひつじ書房
- 砂川有里子 (1990) 「主題の省略と非省略」『文藝言語研究 言語篇』 (18) pp.15-34
- 砂川有里子 (2005) 『文法と談話の接点』 くろしお出版
- 西山佑司 (2003) 『日本語名詞句の意味論と語用論』 ひつじ書房
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 丹羽哲也 (2006) 『日本語の題目文』 和泉書院
- 丹羽哲也 (2004) 『朝倉日本語講座 6 文法Ⅱ』 「第 11 節 主語と題目語」朝倉書店
- 丹羽哲也 (1989) 「有題文と無題文, 現象 (描写) 文, 助詞「が」の問題 - 上 -」『国語論文』 京都大学文学部国語学国文学研究室 編 57 (6), pp.41-58 臨川書店
- 丹羽哲也 (1988) 「有題文と無題文, 現象 (描写) 文, 助詞「が」の問題 - 下 -」『国語論文』 京都大学文学部国語学国文学研究室 編 57 (7), pp.29-49 臨川書店
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2000) 『日本語文法の諸相』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2021) 『日本語文論要綱』 くろしお出版
- 眞野美穂 (2008) 「状態述語文の時間性と叙述の類型」益岡隆志編『叙述類型論』くろしお出版, pp.67-91
- 三尾砂 (1948) 『国語法文章論』 三省堂
- 日本語記述文法研究会 (2008) 『現代日本語文法 6』 くろしお出版
- 日本文法学会編 (2014) 『日本語文法事典』 大修館書店
- Daneš, F. 1974. Functional sentence perspective and the organization of the text.

In F. Danes (Ed.), *Papers on Functional Sentence Perspective*.
Hague/Paris, Mouton. 106-128.

(いしで・やすお 商学部教授)